

別添 2

鋼製脚立の認定基準の一部改正について

1 適 用

現行のまま

2 材 料 等

現行のまま

3 構 造 等

鋼製脚立は、固定型のものにあつては、支柱、踏棧、天板、蝶番、開き止め、支柱端具等を有し、また、伸縮型のものにあつては、上部支柱、下部支柱、踏棧、天板、蝶番、支持ピン、開き止め、支柱端具等を有し、かつ次の各号に適合するものでなければならない。

a }
b } 現行のまま
c }
d }

~~e~~ 伸縮型のものにあつては、垂直高さを最大にしたときに、上部支柱と下部支柱の重なる部分の長さが、18cm以上であること。

f e 伸縮型のものにあつては、高さを変えた位置において、支持ピン等により確実に固定できる構造のものであること。

g f 支持ピン等の取付位置は、昇降等の際に安全上支障をきたさない箇所であること。

h g 踏棧の幅は、5 cm以上であること。

i h 天板及び踏棧の踏面は、滑り止め機能を有していること。

j i 天板の長さ方向の両端部には、足場板の脱落を防止するため、高さ3 cm以上のストッパーを有していること。

k j 踏棧の支柱への取付けは、堅固なものであること。

l k 蝶番は堅固な構造とし、かつ、支柱への取付けは強固なものであること。

m l 支柱の開き止めは、次の表に示す開脚角度を確実に保持できる構造であること。なお、伸縮型のものの垂直高さを変えた場合においても、同様の開脚角度を確実に保持できるものであること。

n m 支柱の下端には、滑り止め及び支柱端保護のため、支柱端具を備えること。

④n 鋼製脚立の各種の傾角は次の表のとおりであること。(図-2 参照)

傾 角 の 種 類		記号	傾角の大きさ
開脚角度	開脚状態における支柱, 踏棧等とで構成している面(昇降面)と水平面とのなす角度	θ_1	75度以下
昇降面支柱角	支柱下端を結ぶ線と支柱とのなす角度	θ_2	85度以下

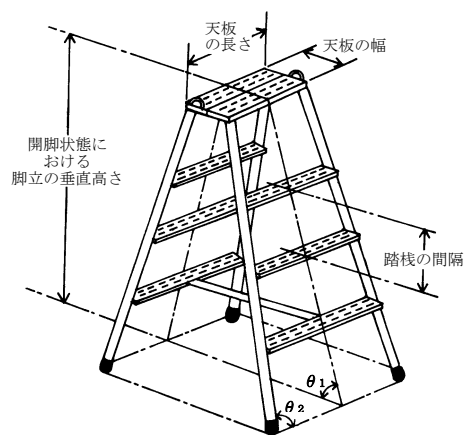


図-2

以下現行のまま